

脱炭素重点対策実施地域ロゴマーク使用ガイドライン

Ver. 1.0

環境省

2023.6.8

本ガイドラインの目的

本ガイドラインは脱炭素重点対策実施地域ロゴマーク（以下、ロゴマークといいます。）の使用や表示についてのルールを定めたものです。使用の前に必ずご一読ください。

使用に際して申請手続きは不要ですが、脱炭素重点対策実施地域の趣旨をご理解の上、本ガイドラインに従って正しくご使用ください。

Index

1. はじめに P 2 - 3

- (1) コンセプト
- (2) 使用目的
- (3) 使用例

2. 使用ルール P 4 - 5

- (1) 権利の帰属
- (2) ロゴマークの種類
- (3) 使用者とその用途
- (4) 取得方法
- (5) 使用条件
- (6) 報告
- (7) 紛争又は疑義への対応
- (8) 改定

3. 表示ルール P 6 - 12

- (1) 目的
- (2) 表示色と背景の関係
- (3) 色指定
- (4) アイソレーション（余白）
- (5) 最小使用サイズ
- (6) 使用禁止例
- (7) 実施団体デザインに地方公共団体名を入れる場合

1. はじめに

(1) コンセプト

脱炭素化を進めながら、自然とも共生する豊かな地方都市をイメージして、親しみやすいイラスト調のデザインにしています。

〈ロゴマーク基本デザイン〉



1. はじめに

(2) 使用目的

脱炭素重点対策実施地域に関連する各種情報発信媒体（サイト、SNS、イベント、講演資料、広報紙等）や名刺に掲載し、ステークホルダーに脱炭素重点対策実施地域の取り組みを知っていただくきっかけとするため、ロゴマークを積極的にご使用ください。

(3) 使用例

〈サイト〉



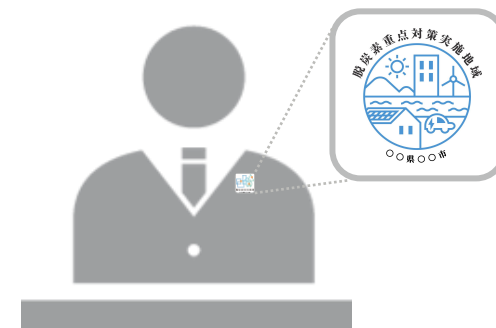
〈講演資料〉



〈名刺〉



〈ピンバッジ〉



2. 使用ルール

(1) 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の権利は、環境省に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本ガイドラインに従う限りで、その使用が認められるものとします。

(2) ロゴマークの種類

・基本デザイン



・地方公共団体名ありデザイン

(以下、「実施団体デザイン」といいます。)



(3) 使用者とその用途

・基本デザイン

脱炭素重点対策実施地域に関する取組の紹介、広報等、地域脱炭素の普及に必要な範囲で、「基本デザイン」を使用できることとします。

・実施団体デザイン

脱炭素重点対策実施地域の地方公共団体は、脱炭素重点対策実施地域に選定された事実や取り組みの内容を周知するために、「実施団体デザイン」のロゴマークを使用することができます。

また、重点対策加速化事業に参加する関係者（再エネ発電等事業者、送配電事業者、地元の民間事業者・団体、自治会、金融機関等）が「実施団体デザイン」を使用する場合、当該重点対策加速化事業を実施する地方公共団体に使用目的や掲載媒体を申請することで、使用できます。

・脱炭素重点対策実施地域の選定主体である環境省は、全てのデザインを使用できることとします。

2. 使用ルール

(4) 取得方法

脱炭素地域づくり支援サイト

(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>) からロゴマークのデータをダウンロードし、使用することができます。使用に際して申請手続きは不要ですが、脱炭素重点対策実施地域の趣旨をご理解の上、本ガイドラインに従って正しくご使用ください。

(5) 使用条件

・使用者は、ロゴマークを無償・無期限で使用できることとします。ただし、計画の取り消しが行われるなどにより、「脱炭素重点対策実施地域」としての地位を喪失した場合、その事実が発生した日以降、「選定団体デザイン」ロゴマークを使用することはできません。

・使用者は、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできません。

－脱炭素重点対策実施地域の趣旨に反し、取り組みの信用又は品位を害するものと認められる場合

－取り組みの誇大広告、提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの

－法令や公序良俗に反するもの

・環境省は、本ガイドラインの記載内容に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等必要な措置を取ることができることとします。

(6) 報告

環境省は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者は、可能な限り、これに協力することとします。

(7) 紛争又は疑義への対応

・使用方法、表現については使用される方の責任で、十分にご注意ください。使用に関するクレーム等には、環境省は一切責任を負いかねます。

・使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を、環境省と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、使用者が負担するものとします。

・使用者は、ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、環境省その他の第三者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

(8) 改定

環境省は、本ガイドラインを必要に応じて、使用者等に事前の通知なく改定することができることとします。

3. 表示ルール

(1) 目的

ロゴマークは、正しく再現、使用された場合のみ、その機能を十分に発揮し、望ましいイメージを訴求することができます。色、余白、サイズ等の表示ルールに従い、ロゴマークが明瞭に見えるよう使用してください。

(2) 表示色と背景の関係

ロゴマークを明瞭に表示するためには、状況や背景色に応じて表示色を使い分ける必要があります。カラーのロゴマークについては、背景色は原則として白に近い色を推奨します。背景が黒に近い場合は、下記の例を参考に、単色のロゴマークを使用してください。



視認性を保ていないため禁止

3. 表示ルール

(3) 色指定_カラー

C:0% M:0% Y:0% K:90%

R:26 G:26 B:26

DIC:521



C:70% M:20% Y:0% K:0%

R:56 G:161 B:219

DIC:2177

3. 表示ルール

(3) 色指定_モノクロ



3. 表示ルール

(3) 色指定_単色

背景色や印刷環境、段ボールのような素材への印刷等、単色印刷をする必要がある場合は、下記を参考にロゴマークが明瞭に視認できるよう印刷してください。

〈 黒 〉



C:0% M:0% Y:0% K:100%

R:0 G:0 B:0

〈 白 〉



C:0% M:0% Y:0% K:0%

R:255 G:255 B:255

3. 表示ルール

(4) アイソレーション(余白)

ロゴマークを正しく認識させるためには、他の要素と一定の間隔を確保しなければなりません。使用の際は下図の基準を守り、ロゴマークの独立性を保つように配慮してください。この基準は最小値であり、推奨値ではありません。なお、英語版、地域名入り版なども、ロゴマーク部分および最下段の文字列より同様の間隔(2A以上)を確保してください。



(5) 最小使用サイズ

ロゴマークの最小使用サイズは印刷媒体: 左右12mm、デジタル媒体: 左右120pxとします。



印刷媒体: 左右12mm

デジタル媒体: 左右120px

3. 表示ルール

(6) 使用禁止例

本項に示した誤った表現は、ロゴマークの個性やインパクトを弱めたり、識別性を損ね、見る人に誤ったイメージを伝えてしまうことで、価値を損なう原因になります。ここに示す禁止例を参考に誤用を避けてください。



ロゴマーク構成要素の位置を変更すること。



視認性を妨げる背景上に表示すること。



縁取りを付けて表現すること。



ロゴマークの比率を変更すること。



ロゴマークの書体を変更すること。



ロゴマークに他の要素を加えること。



ロゴマークの配色を変更すること。



影を付けて表現すること。



ロゴマークを傾けて表現すること。



3. 表示ルール

(7) 実施団体デザインに地方公共団体名を入れる場合

書体は明朝体で「脱炭素重点対策実施地域」の文字と同じくらいの太さのものを正体で使用してください（長体・平体は禁止）。文字のサイズは「脱炭素重点対策実施地域」のサイズの70%以下程度に収めてください。位置は右図を参照してください。

なお、本ガイドライン掲載ページにて取得できるパワーポイント資料「地方公共団体名ありデザインのロゴマーク団体名編集用データ」で、地方公共団体名を編集することができます。



※このブルーのエリアに収まるようにしてください。

※文字は中央揃えにしてください。